

令和4年12月5日

課名：農林水産部農山漁村振興課
担当：福田、山口
内線：3871
直通：092-643-3527

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：住所 福岡県久留米市城南町12-29
商号又は名称 (株)日本水工コンサルタント 久留米営業所
- 指名停止の期間：令和4年12月5日～令和5年6月4日（6ヵ月）
- 事実概要：
同社は福岡農林事務所が令和4年10月20日（木）に行った「上土居地区調査測量設計業務」の入札において落札し、契約の相手方となったが、入札金額の誤りを理由に契約辞退届を提出し、契約を締結しなかったものである。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第12号に該当する。
したがって、本件については指名停止6ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内